

7. 関係法規

○山梨県立文学館設置及び管理条例

(平成元年3月27日 条例第10号)

最終改正 平成20年3月28日条例第19号

(設置)

第1条 文学に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与するため、文学館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立文学館

位置 甲府市

(事業)

第3条 山梨県立文学館(以下「文学館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- 一 文学に関する書籍、原稿、文献、写真、フィルムその他の資料及び文学者の遺品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、展示し、及び閲覧に供すること。
- 二 文学資料等の調査研究を行うこと。
- 三 文学に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。
- 四 文学資料等の利用に関し、必要な助言、指導等を行うこと。
- 五 研修室、講堂及び研究室を一般の使用に供すること。
- 六 その他文学館の設置の目的を達成するため必要な事業

(職員)

第4条 文学館に、館長その他の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に文学館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認(第11条第1項及び第二項の承認を除く。)に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 第3条第五号に掲げる事業に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定の手續)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、文学館の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、文学館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第8条 文学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

ただし、第一号又は第二号に掲げる日が1月2日、同月3日又は4月30日から5月5日までの日である場合には、休館日としないものとする。

- 一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合を除く。)
- 二 休日の翌日(この日が日曜日である場合を除く。)
- 三 12月29日から翌年の1月1日までの日
- 四 1月の第2火曜日(この日が1月8日である場合にあっては第3火曜日)から翌週の月曜日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間等)

第9条 文学館(研修室、講堂、閲覧室及び研究室を除く。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 文学館の研修室及び講堂の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 文学館の閲覧室及び研究室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 次号に掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで
- 二 日曜日、土曜日又は休日 午前9時から午後6時まで

4 前三項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間又は利用時間を変更することができる。

(観覧の承認等)

第10条 文学館に展示されている文学資料等(教育委員会が指定するものに限る。)を観覧しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

- 二 施設、設備器具又は文学資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認を受けた者は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。
(利用の承認等)

第11条 文学館に保管されている文学資料等(教育委員会が指定するものを除く。)を閲覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 文学館に展示され、又は保管されている文学資料等(教育委員会が指定するものを除く。)を撮影しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、別表第2に定める額の利用料を納付しなければならない。

4 前条第2項の規定は、第1項及び第2項の承認に準用する。この場合において、同条第2項中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(研修室等の使用の承認等)

第12条 文学館の研修室、講堂又は研究室を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第1項の承認を受けた者は、設備器具を使用するときは規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

4 第10条第2項の規定は、第1項の承認に準用する。

(承認の取消し)

第13条 指定管理者は、文学館を利用する者が第10条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項又は前条第1項の承認を取り消すものとする。

2 前項の規定は、第11条第1項又は第2項の承認に準用する。この場合において、前項中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(観覧料等の還付)

第14条 既に納付した観覧料、利用料又は使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の免除)

第15条 知事が特別の理由があると認めるときは、観覧料、利用料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育

委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第6条各号に掲げる業務の実施の状況

二 文学館の管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、文学館の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第5条から第11条まで及び別表第1から別表第3までの規定は平成元年11月1日から、次項の規定は規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第53号で平成元年11月1日から施行)

(山梨県文学館建設基金条例の廃止)

2 山梨県文学館建設基金条例(昭和60年山梨県条例第5号)は、廃止する。

(山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年山梨県条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、次項及び附則第4項の規定は公布の日から、第1条中山梨県立美術館設置及び管理条例別表第3の改正規定(「(第8条関係)」を「(第12条関係)」に改める部分を除く。)及び第2条中山梨県立文学館設置及び管理条例別表第3の改正規定(「(第8条関係)」を「(第12条関係)」に改める部分を除く。)は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 教育委員会は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)第5条及び第7条の規定の例により、山梨県立文学館の管理に関し、指定管理者を指定することができる。

5 第2条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第6条第1項又は第8条第1項の規定

によりされた承認であって、当該承認に係る利用の
 日が施行日以後であるものは、新条例第10条第1
 項又は第12条第1項の規定によりされた利用の承
 認とみなす。

別表第1（第10条関係）
 一 常設の展示の場合

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一 般	1人 310円	1人 250円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	1人 210円	1人 160円
小・中学校の児童及び生徒	1人 100円	1人 80円

備考 団体とは、20人以上をいう。

二 特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの
 展示ごとに知事が定める額

区 分	観 覧 料	
	個 人	団 体
一 般	1人 1,050円	1人 840円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	1人 520円	1人 420円
小・中学校の児童及び生徒	1人 310円	1人 210円

備考 団体とは、20人以上をいう。

三 常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧
 の場合

区 分	観 覧 料
一 般	1人 1,500円
大学、高等専門学校及び高等学校並びにこれらに類する学校及び施設の学生及び生徒	1人 750円
小・中学校の児童及び生徒	1人 500円

備考 定期観覧とは、第10条第1項の承認の日から
 起算して1年間の観覧をいう。

別表第2（第11条関係）

区 分	利 用 料
モノ クローム	1点1回につき 210円 出版等の収入を伴う場合 3,040円
カラー	1点1回につき 470円 出版等の収入を伴う場合 5,980円

備考

- 一 原稿、墨書及び絵画は、1葉を1点とする。
- 二 その他の文学資料等は、各個を1点とする。

別表第3（第12条関係）

一 研修室及び講堂を使用する場合

使用 区分 施設 区分	入場料金を徴収しない場合				入場料金を徴収する場合
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで	
研修室	1,170円	1,370円	1,370円	3,740円	上記使用料の額に2割の割増率を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額
講 堂	10,200円	11,340円	11,340円	30,880円	

備考 使用料の額に10円未満の端数があるときは、
 その端数金額を切り捨てる。

二 研究室を利用する場合

イ ロに掲げる日以外の日を使用する場合

使用 区分 施設 区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 7時まで	午前9時 から午後 7時まで
	共 同 研究室	320円	600円	270円
個 人 研究室	130円	230円	110円	470円

ロ 日曜日、土曜日及び休日に使用する場合

使用 区分 施設 区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後6時 まで	午前9時 から午後 6時まで
	共 同 研究室	320円	810円
個 人 研究室	130円	340円	470円

○山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則

(平成元年10月30日 教育委員会規則第15号)

最終改正 平成21年3月31日教委規則第8号
(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による山梨県立文学館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行われなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第7条第2項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(閲覧の承認等)

第3条 条例第11条第1項の規定による閲覧の承認を受けようとする者は、文学資料等閲覧承認申請書(第2号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、文学資料等を所定の場所で閲覧しなければならない。

(撮影の承認)

第4条 条例第11条第2項の規定による撮影の承認を受けようとする者は、文学資料等撮影承認申請書(第3号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により文学資料等の撮影を承認したときは、当該申請者に対し、文学資料等撮影承認書(第4号様式)を交付するものとする。

(観覧料等の還付)

第5条 条例第14条ただし書の規定により、観覧料、利用料又は使用料(以下「観覧料等」という。)を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

- 一 観覧者、利用者又は使用者の責に帰すことのできない理由により観覧、利用又は使用することができなくなったとき。 全額
 - 二 利用又は使用する日の三日前までに利用又は使用の取消しを届け出たとき。 2分の1に相当する額
- 2 前項に定める観覧料等の還付を受けようとする者

は、観覧料等還付申請書(第5号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

(観覧料等の免除)

第6条 条例第15条の規定により、観覧料等の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるときとし、免除の額は当該各号に定める額とする。

- 一 土曜日において、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒が観覧するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 二 県内の小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒が、7月10日から8月31日までの間に観覧するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 三 県内の小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧(常設の展示の場合に限る。)するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 四 県内の高等学校の生徒及び引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧(常設の展示の場合に限る。)するとき。 条例別表第1に定める額の2分の1に相当する額のうち、いずれか低い額に達するまでの額
- 五 65歳以上の者が観覧(県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。)するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 六 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 八 同一の日において、文学館及び山梨県立美術館の常設の展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 九 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 十 同一の日において、常設の展示及び特別の企画